

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊勢崎市長 臂 泰 雄

市町村名 (市町村コード)	伊勢崎市 (10204)
地域名 (地域内農業集落名)	三郷地区 (宿波志江、宮貝戸、岡屋敷、西屋敷、中屋敷、稲岡、間ノ山、大鍋、下波志江、中ノ面、新宿、八坂、西組、西太田、中組、安堀本郷、太田本郷、本郷宮ノ下、三ツ家)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月25日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域農業の現状としては、農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加と担い手の不足が懸念される。持続的な地域農業を行う上では、新規就農者の確保、育成とともに効率的かつ総合的な農地利用を図る必要がある。これらを進めていくうえでは支障となる要因について検討していくことになるが、地域全体で取り組むことが重要となり課題となる。

【地域の基礎的データ】

認定農業者: 16経営体、うち団体経営体(法人・集落営農組織等)2経営体

主な作物: 多品目の作物生産が行われている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者などの担い手への農地集積を基本としつつ、優良農地を確保していき農業を担う者が効率的に農地利用できるようにする。また、地域の担い手不足や地域農業の活性化のため、新規就農者の確保、育成をしていく。地域の特性として様々な品目の作物生産に取り組みができることから、地域としては主となる作物を特定せずに進める。地域における作物生産や栽培方法などについては、地域の調和のもと将来的に検討をするなど、持続的な地域農業を行うための課題などは地域全体で取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	317.35 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	250.01 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域内農地を基本としつつ、その周辺の農地においても農業上の利用が行われる区域としていく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者などの担い手への農地集積を基本としつつ、農業を担う者に対して効率的かつ総合的なまとまりのある農地利用を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の受け手の確保や遊休農地の課題も含めて農地中間管理機構と連携し、効率的な農地利用となるよう農地集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域農業のニーズを集約、検討した中で農地利用に必要な基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者を含め多様な人材に対して、農業関係団体等と連携して相談、研修、指導など必要な情報提供の支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域農業のニーズを集約した中で必要となれば、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用も検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】